

# 千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針の 一部改正（案）について

## 1 改正趣旨

各環境基準に引用されている日本産業規格の統合・分冊化により、規格番号の変更が行われたことに加えて、分析技術の向上に対応した新たな分析方法が導入されたため、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）等の環境省告示が改正されたところである。

これを受け、当該告示を参考として基準等を定めている千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針について、所要の改正を行う。

## 2 改正内容

- (1) 引用している日本産業規格の規格番号の変更
- (2) 環境省告示の改正を受けての改正
  - ア 小型蒸留装置による分析方法の追加
  - イ 分析方法の変更（有機りん化合物）
- (3) その他所要の規定整備

## 3 施行予定日

令和8年4月1日